

学習院大学大学院学則

昭和28年 4 月 1 日
施行

改正	昭和30年 4 月 1 日	昭和32年 4 月 1 日
	昭和36年 4 月 1 日	昭和40年 4 月 1 日
	昭和42年 4 月 1 日	昭和43年 4 月 1 日
	昭和44年 4 月 1 日	昭和47年 4 月 1 日
	昭和48年 4 月 1 日	昭和49年 4 月 1 日
	昭和52年 4 月 1 日	昭和53年 4 月 1 日
	昭和54年 4 月 1 日	昭和55年 4 月 1 日
	昭和55年 5 月28日	昭和55年10月29日
	昭和56年 4 月 1 日	昭和56年11月 6 日
	昭和57年 4 月 1 日	昭和57年10月29日
	昭和58年 4 月 1 日	昭和59年 4 月 1 日
	昭和60年 4 月 1 日	昭和60年 5 月27日
	昭和60年10月31日	昭和61年 4 月 1 日
	昭和62年 4 月 1 日	昭和63年 4 月 1 日
	平成元年 4 月 1 日	平成元年 6 月 1 日
	平成元年10月27日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年10月30日
	平成 4 年 4 月 1 日	平成 4 年10月30日
	平成 5 年 4 月 1 日	平成 5 年10月29日
	平成 6 年 3 月28日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 6 年 7 月14日	平成 7 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
	平成 9 年 6 月 1 日	平成10年 4 月 1 日
	平成11年 4 月 1 日	平成12年 4 月 1 日
	平成13年 4 月 1 日	平成14年 4 月 1 日
	平成15年 4 月 1 日	平成16年 4 月 1 日
	平成17年 4 月 1 日	平成18年 4 月 1 日
	平成19年 4 月 1 日	平成20年 4 月 1 日
	平成21年 4 月 1 日	平成22年 4 月 1 日
	平成23年 4 月 1 日	平成24年 4 月 1 日
	平成25年 4 月 1 日	

第 1 章 総則

第 1 条 本大学院は学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、文化

の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院に博士課程を置く。

第3条 博士課程の修業年限は標準5年とし、これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。

2 本学則において、前項の前期2年の課程は博士前期課程といい、後期3年の課程は博士後期課程という。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第2章 研究科の組織、教育研究上の目的及び学生定員

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

法 学 研 究 科

政治学研究科

経済学研究科

経営学研究科

人文科学研究科

自然科学研究科

第5条 本大学院各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 法学研究科（博士後期課程）は、法律学に関するきわめて高度な専門知識と幅広い素養を備え、自立して研究活動を遂行する能力を有する人材を養成することを目的とする。

二 政治学研究科（博士前期課程）は、政策課題の発見及び政策立案などに関する高度な専門知識と実務能力を有する人材の養成を目的とする。

三 政治学研究科（博士後期課程）は、政治学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材の養成を目的とする。

四 経済学研究科（博士前期・後期課程）は、経済学の高度な専門性を有する有為の研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

五 経営学研究科（博士前期・後期課程）は、経営学の研究者及びその高度な専門知識を必須とする職業分野で活躍できる人材の養成を目的とする。

六 人文科学研究科（博士前期課程）は、各専攻分野における専門的な調査研究能力と方法論を身につけさせるとともに、広い視野に立って現代の課題と向き合い学問的に対応することのできる能力を高めることによって、高度な専門性を要する職業に必要な人材を養成することを目的とする。

七 人文科学研究科（博士後期課程）は、各専攻分野において自立した専門的研究活動を独自に遂行する能力を涵養するとともに、当該分野の研究と教育において先端的で創造的な活動をしていく能力と、その基礎となる広い視野を持った学識を身につけた人材を養成することを目的とする。

八 自然科学研究科（博士前期課程）は、学部教育の上に自然科学の高度な専門的知識を持ち、広い視野から創造的な活動を行う能力を持つ人材を養成することを目的とする。

九 自然科学研究科（博士後期課程）は、自然科学の高度で深い専門的な知識を持ち、自立して研究活動又は開発活動のできる創造性豊かな人材を養成することを目的とする。